

香川県子ども女性相談センター規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月25日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第11号

香川県子ども女性相談センター規則等の一部を改正する規則

(香川県子ども女性相談センター規則の一部改正)

第1条 香川県子ども女性相談センター規則(平成12年香川県規則第96号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号) <u>第12条第3項及び第5項</u>に規定する業務を行うこと。</p> <p>(2) <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号。以下「法」という。)</u> <u>第9条第3項</u>に規定する業務及び<u>法第12条第1項</u>に規定する<u>自立支援</u>を行うこと。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(組織及び業務分掌)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 略</p> <p>(1) <u>困難な問題を抱える女性に関する相談に応ずるとともに、必要な援助を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族の保護</u>に関すること。</p> <p><u>(3)・(4)</u> 略</p> <p>7～9 略</p> <p>(女性一時保護)</p> <p>第6条 法第9条第3項第2号に規定する保護(以下「女性一時保護」という。)を受けようとする者は、女性(一時保護・入所保護)申請書(第1号様式)を所長に提出しなければならない。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 センターの業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号) <u>第12条第2項及び第4項</u>に規定する業務を行うこと。</p> <p>(2) <u>売春防止法(昭和31年法律第118号。以下「法」という。)</u> <u>第34条第3項</u>に規定する業務及び<u>法第36条</u>に規定する<u>保護</u>を行うこと。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(組織及び業務分掌)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 女性課の分掌業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 女性に関する相談に応ずること。</p> <p>(2) <u>女性の医学的な診断並びに心理学的及び職能的な判定に関すること。</u></p> <p>(3) <u>女性の保護に関すること。</u></p> <p><u>(4)・(5)</u> 略</p> <p>7～9 略</p> <p>(女性一時保護)</p> <p>第6条 法第34条第3項第3号に規定する保護(以下「女性一時保護」という。)を受けようとする者は、女性(一時保護・入所保護)申請書(第1号様式)を所長に提出しなければならない。</p> <p>2～4 略</p>

(女性入所保護)

第7条 法第12条第1項に規定する保護（以下「女性入所保護」という。）を受けようとする者は、女性（一時保護・入所保護）申請書を所長に提出しなければならない。

2～4 略

5 女性入所保護を受ける者に対して行う心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助及び自立の促進のための生活（就労及び就学を含む。）に関する支援の方法については、所長が定める。

(退所命令)

第10条 略

(1)・(2) 略

(配偶者からの暴力を受けた者の保護)

第11条 第6条（第3項を除く。）の規定は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第3項第3号（同法第28条の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の一時保護について、第7条（第3項を除く。）の規定は同法第5条の保護について、前3条の規定は同法第3条第3項第3号の一時保護及び同法第5条の保護について準用する。

(女性入所保護)

第7条 法第36条に規定する保護（以下「女性入所保護」という。）を受けようとする者は、女性（一時保護・入所保護）申請書を所長に提出しなければならない。

2～4 略

5 女性入所保護を受ける者に対して行う生活指導及び職業指導の方法については、所長が定める。

(退所命令)

第10条 所長は、女性一時保護又は女性入所保護を受けている者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターを退所させることができる。

(1) 更生の見込みがないとき。

(2)・(3) 略

(配偶者からの暴力を受けた者の保護)

第11条 第6条（第3項を除く。）の規定は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第3項第3号（同法第28条の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の一時保護について、第7条（第3項を除く。）の規定は同法第5条の保護について、前3条（前条第1号を除く。）の規定は同法第3条第3項第3号の一時保護及び同法第5条の保護について準用する。

(香川県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第2条 香川県福祉のまちづくり条例施行規則（平成8年香川県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条、第6条関係）		別表第1（第2条、第6条関係）	
公共的施設の区分	公共的施設	公共的施設の区分	公共的施設
1 建築物	(1) 略 (2) 児童福祉施設、助産所、障害者支援施設、	1 建築物	(1) 略 (2) 児童福祉施設、助産所、障害者支援施設、

	福祉ホーム、身体障害者社会参加支援施設、 保護施設、 <u>女性自立支援施設</u> 、老人福祉施設、 有料老人ホーム、介護老人保健施設、母子保 健施設、隣保館その他これらに類する施設 (以下「児童福祉施設等」という。) (3)～(26) 略		福祉ホーム、身体障害者社会参加支援施設、 保護施設、 <u>婦人保護施設</u> 、老人福祉施設、有 料老人ホーム、介護老人保健施設、母子保 健施設、隣保館その他これらに類する施設 (以 下「児童福祉施設等」という。) (3)～(26) 略
2～5 略		2～5 略	

(香川県石綿による健康被害の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 香川県石綿による健康被害の防止に関する条例施行規則(平成17年香川県規則第120号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2(第7条関係)		別表第2(第7条関係)	
用途	規模	用途	規模
1 略		1 略	
2 ホテル、旅館、病院、 診療所(患者を入院させ するための施設を有するも のに限る。)、寄宿舍、 下宿、共同住宅(賃貸住 宅に限る。)又は入所施 設を有する児童福祉施設、 助産所、障害者支援施設、 保護施設(医療保護施設 を除く。)、 <u>女性自立支 援施設</u> 、老人福祉施設、 有料老人ホーム若しくは 母子保健施設	略	2 ホテル、旅館、病院、 診療所(患者を入院させ するための施設を有するも のに限る。)、寄宿舍、 下宿、共同住宅(賃貸住 宅に限る。)又は入所施 設を有する児童福祉施設、 助産所、障害者支援施設、 保護施設(医療保護施設 を除く。)、 <u>婦人保護施 設</u> 、老人福祉施設、有料 老人ホーム若しくは母子 保健施設	略
3～5 略		3～5 略	

(香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例施行規則(平成25年香川県規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
社会福祉施設等	記録等	社会福祉施設等	記録等
1～4 略		1～4 略	
5 <u>女性自立支援施設</u>	(1)・(2) 略 (3) 略 ア・イ 略 ウ <u>個別支援計画（女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）第14条第3項の個別支援計画をいう。）</u>	5 <u>婦人保護施設</u>	(1)・(2) 略 (3) <u>入所者に関する記録</u> ア・イ 略 ウ <u>自立促進計画（婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）第12条第4項の自立促進計画をいう。）</u>
6 略		6 略	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。